

外国人児童生徒等教育の現状と課題

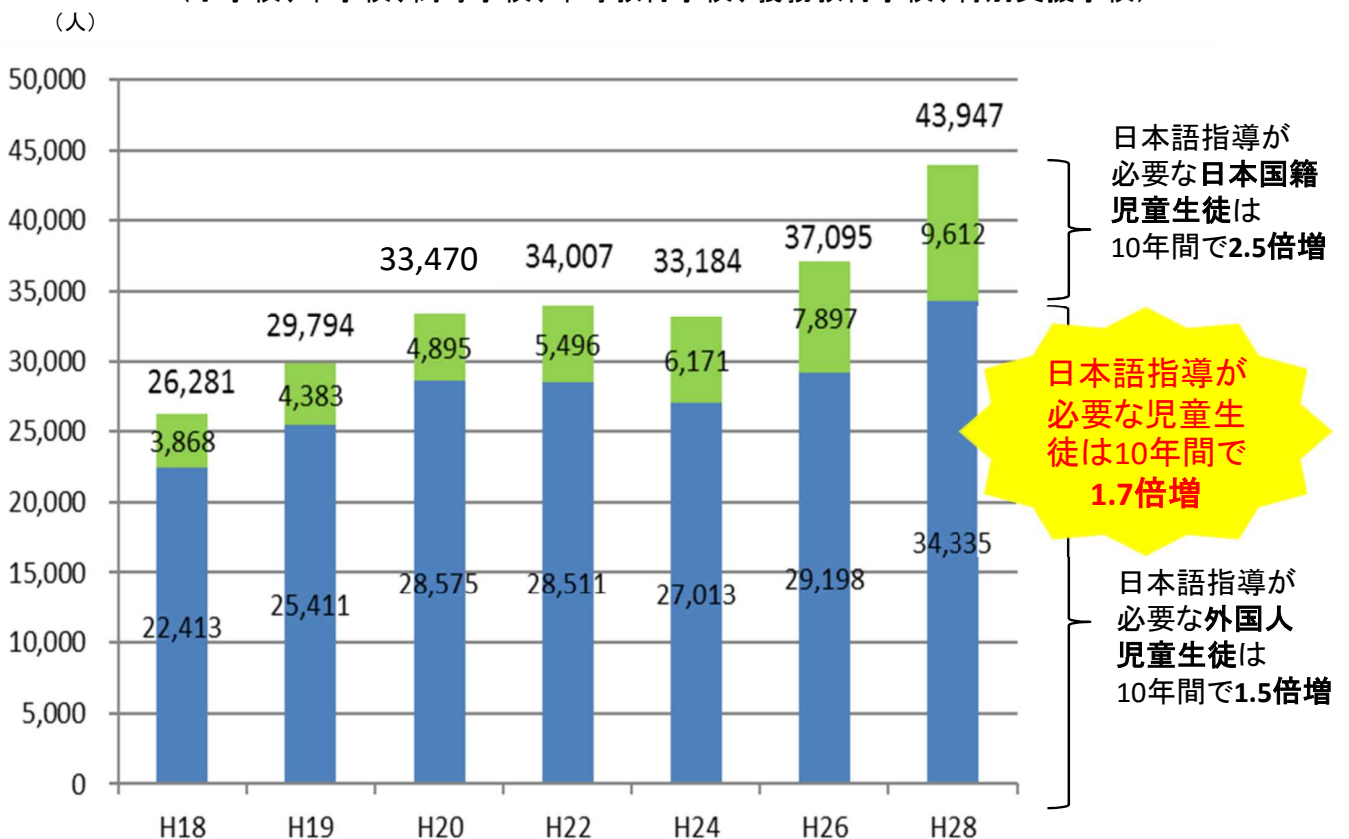
令和元年度日本語教育大会

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)

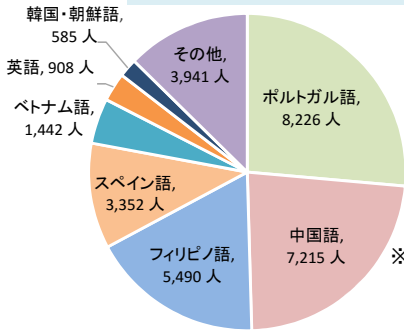


帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

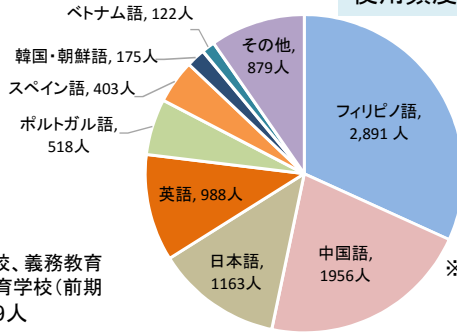
※H28調査結果より

外国籍児童生徒の母語



※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 31,159人

日本国籍児童生徒の比較的
使用頻度の高い言語



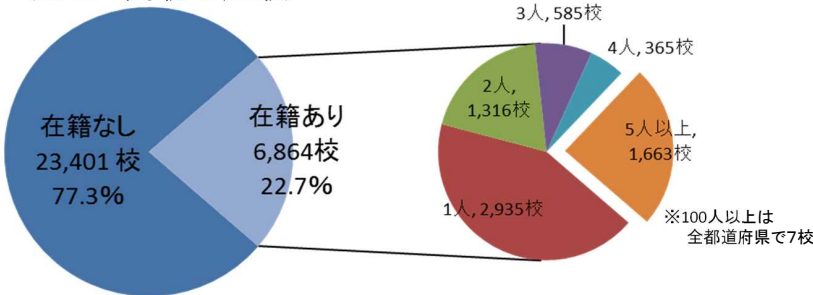
※公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 7,485人

「その他」の言語
インドネシア語、ウルドゥー語、
タイ語、ネパール語
ベンガル語、モンゴル語
ロシア語、アラビア語
ベルシャ語、マレー語 等

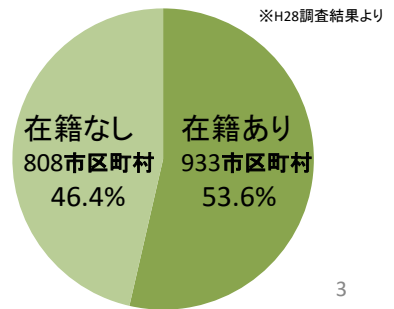
② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 30,265校) ※H26調査結果より



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な
児童生徒が在籍する市町村数



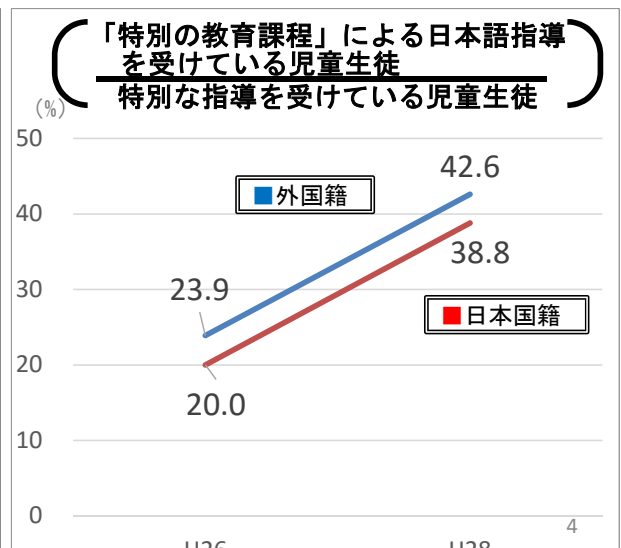
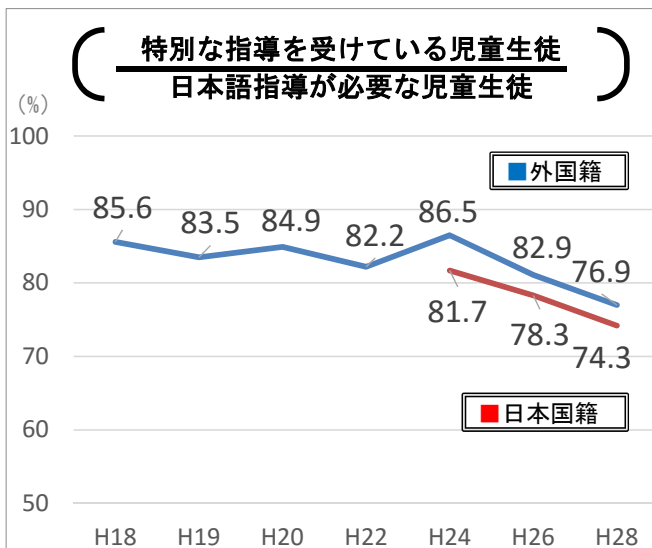
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で76.9% (6.1%減)、日本国籍の者で74.3% (4.1%減)となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6% (18.7%増)、38.8% (18.8%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



◎帰国・外国人児童生徒等教育の充実に関する国の施策等について

(1) 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成実施

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日公布、4月1日より施行。

(2) 日本語指導の充実のための教員配置

義務標準法の改正により、平成29年度からは、日本語指導が必要な児童生徒18人に対し1人の割合で、外国人児童生徒等教育の担当教員の定数を措置する基礎定数化を実施。

(3) 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（補助事業）

自治体が行う帰国・外国人児童生徒の受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援。（補助率1/3）

(4) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの開発事業（委託事業）

学校における外国人児童生徒と教育を担う教員の養成・研修のため、教員養成学部等の課程や現職教員研修を通じた体系的モデルプログラムを開発。

(5) その他

・JSLカリキュラム

日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラムを作成、各都道府県を通じ普及。

・研修マニュアル及び日本語能力測定方法の普及

「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」（平成22年度～24年度）において、「研修マニュアル」「日本語能力測定方法」を作成、各都道府県を通じ普及。

・指導者養成研修の実施

独立行政法人教職員研修機構により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。（年1回、4日間、100名程度）

・就学ガイドブックの配布

日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた外国語の就学ガイドブック（ポルトガル語、中国語等7言語）を作成・配布。

・外国人児童生徒受入れの手引

外国人児童生徒等教育関係者を対象とした、学校・教育委員会等の体制作りの手引きを作成・配付。（平成30年3月改訂）

(6) 中央教育審議会諮問（4月17日）

中央教育審議会諮問において、審議事項の一つとして「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。

- ・外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- ・公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- ・日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方 等

(7) 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム（座長：浮島副大臣）報告書

令和元年1月から検討を重ね、6月17日に報告書を取りまとめ・公表。外国人児童生徒等教育の充実として、教員の資質能力向上、就学状況把握・就学促進や異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実などが盛り込まれた。

(8) 外国人の子供の就学状況等調査

国として初めて、学齢相当の外国人の子供の就学状況や地方自治体における現時点の取組状況を把握するための全国的な調査を実施中。（現在データ集計中）

(9) 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日 公布、施行）

議員立法により成立。日本語教育の推進に関し、基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体等の責務、施策の基本事項等を定める。外国人等幼児・児童生徒等に対する日本語教育に関する規定あり（第2条関係）。

(10) 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の設置

中央教育審議会諮問事項について、議論を行うとともに、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保について検討を行い、年内を目途に一定の方向性を取りまとめる予定。

(11) 日本語指導アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家9名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等